



米国ドル建家族収入特約(高度障害療養加算型) (無配当)

特長

被保険者が死亡または高度障害状態になったとき、米国ドルで一定期間、ご遺族の毎月の生活資金を確保できる特約です。

1 年金を毎月お支払いします。

死亡された場合は、年金受取人に特約家族年金を、所定の高度障害状態になった場合は、被保険者に特約高度障害年金を、特約保険期間満了時までお支払いします。

2 所定の高度障害状態になった場合、特約高度障害年金に加え特約高度障害療養加算年金をお支払いします。

所定の高度障害状態に該当し、毎年の生存判定日に生存しているときには、特約高度障害年金に加えて特約高度障害療養加算年金(年金月額×50%)もお支払いします。

3 年金お受取りの際に受取方法を選べます。

年金に代えて一時金として一括で受け取ることもできます。

4 この特約は「米国ドル」でお取扱いします。

保険料は米国ドルでお払込みいただき、年金等は米国ドルでお支払いします。資産の一部に外貨を取り入れることで、リスクの分散が図れます。

※ 米国ドルでお取扱いするため、金融機関により各種手数料が必要となる場合があります。この手数料はお客さまのご負担となります。

5 「円」でのお取扱いもできます。

当社が用意している円に換算する特約を付加していただきますと、当社所定の換算レートにより米国ドルを円に換算した金額で、保険料のお払込みや年金・解約返戻金等のお受取りができます。

P7➡ 必ず「外貨建保険に関するご注意」をご確認ください。

P10➡ ご検討にあたりましては、必ず「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。



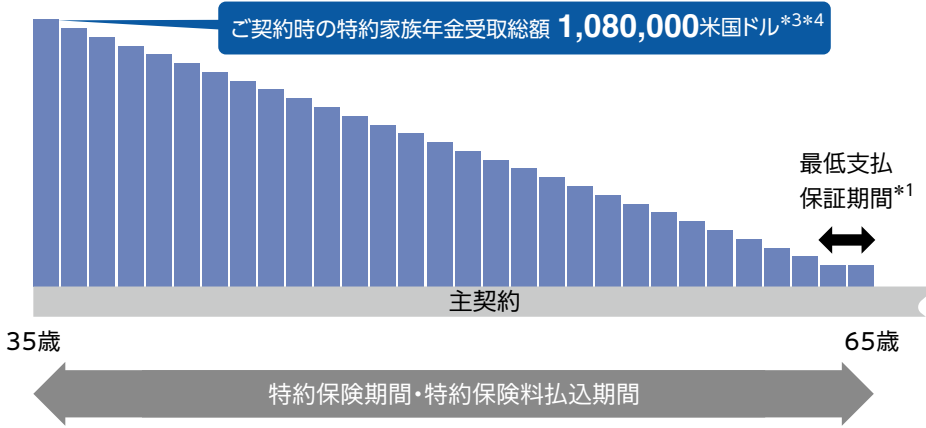
Prudential

ご契約例

例 1

契約年齢 …………… 35歳
 特約保険期間 …………… 65歳
 特約保険料払込期間 …… 65歳

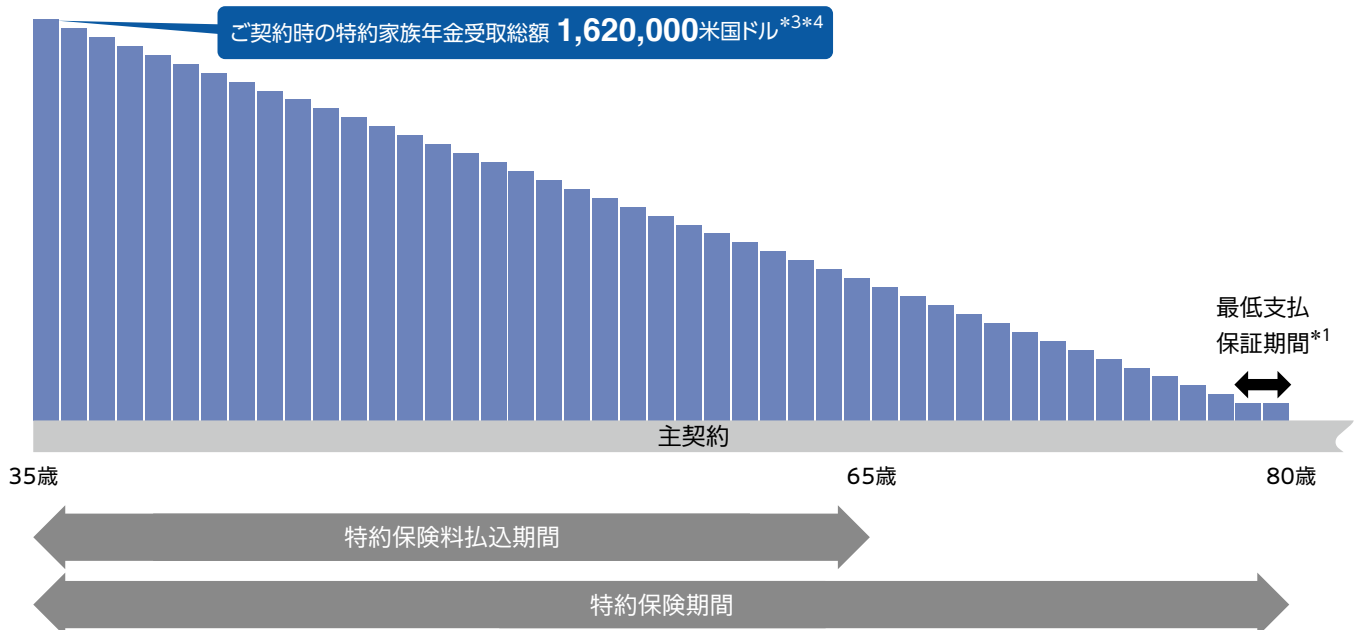
最低支払保証期間*1 …… 2年
 年金月額 …………… 3,000米国ドル*2



例 2

契約年齢 …………… 35歳
 特約保険期間 …………… 80歳
 特約保険料払込期間 …… 65歳

最低支払保証期間*1 …… 2年
 年金月額 …………… 3,000米国ドル*2



*1 死亡日または高度障害状態になった日から特約保険期間満了時までの期間が、最低支払保証期間に満たないときは最低支払保証期間分、特約家族年金または特約高度障害年金をお支払いします。

*2 特約高度障害療養加算年金分を除きます。

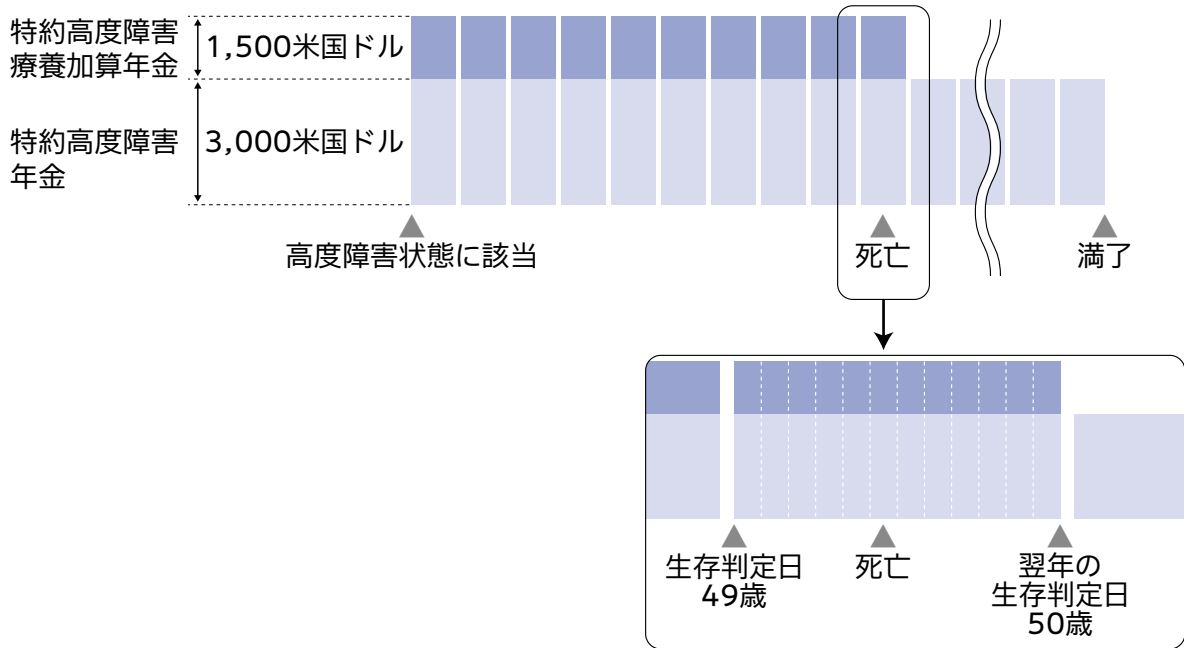
*3 この特約に関する表記は、各保険年度のはじめに保険事故が発生し、以降特約保険期間満了までに受け取ることができる総額(年金月額×12か月×残りの特約保険期間年数)を表示しています。保険事故発生時に一括して受け取ることができる金額ではありません。

*4 実際の受取額または受取総額が課税によって上記記載の金額とならない場合があります。詳しくは、P9をご覧ください。

特約高度障害療養加算年金のお支払い例

ご契約から5年1か月目に所定の高度障害状態に該当し、14年6か月目に死亡された場合

契約年齢…………… 35歳 最低支払保証期間… 2年
 特約保険期間…………… 65歳 年金月額…………… 3,000米国ドル



※ 特約高度障害療養加算年金は、被保険者が死亡した直後に到来する生存判定日以降は、お支払いしません。

■ お選びいただける受取方法

受取方法	特約家族年金	特約高度障害年金	特約高度障害療養加算年金
全額「年金」でお受取り	○	○	○
全額「一時金」でお受取り	○	○	△*1
一部を「一時金」、残りを「年金」でお受取り*2	○	○	—

*1 特約高度障害療養加算年金については、お支払いが確定している分のみ一時金でお受取りできます。

*2 一部を一時金で受け取られる場合、残りの年金の年金月額が当社所定の金額以上となることを要します。



ご注意

● この保険には**為替リスクがあります**。為替相場の変動によりお受取りになる年金等が既払込保険料を下まわることがあり、**損失が生じるおそれがあります**。

● この保険には**お客さまにご負担いただく諸費用があります**。

P7へ この商品のリスク・諸費用について、必ず「外貨建保険に関するご注意」をご確認ください。

為替リスクに関するご案内

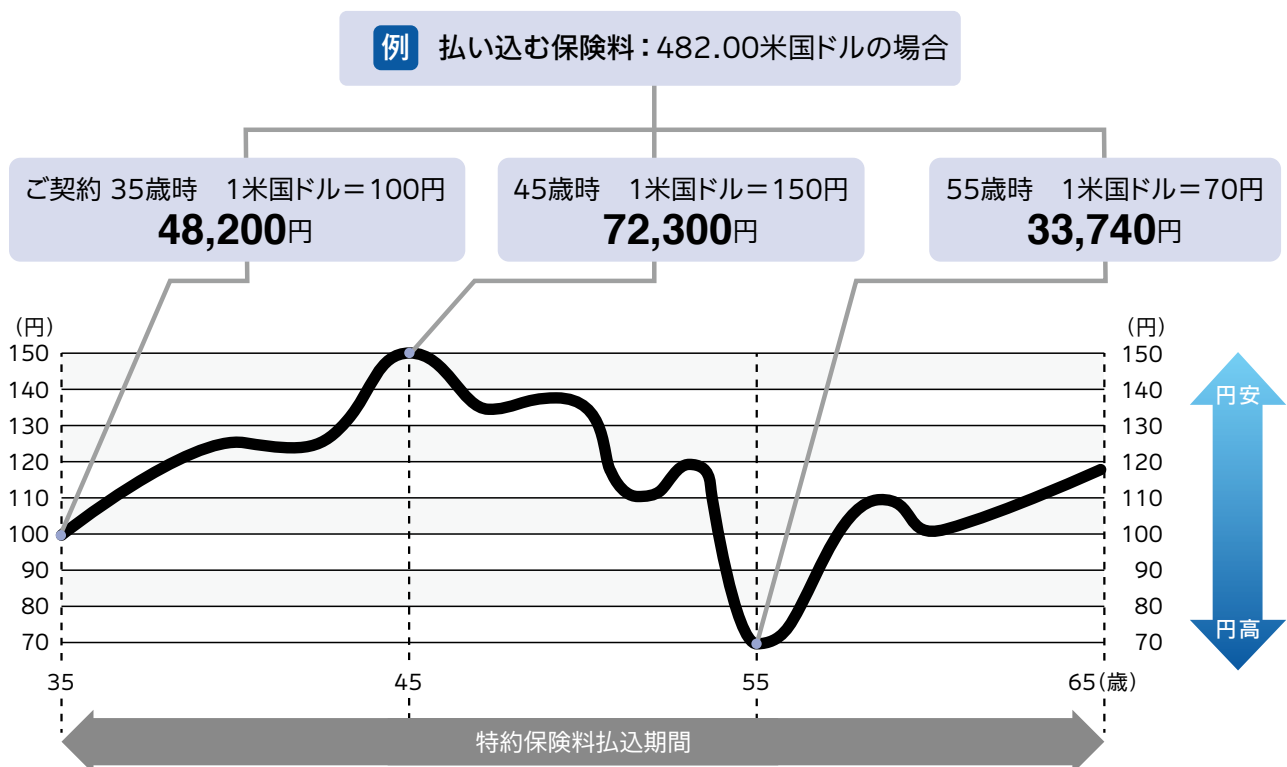
- 米国ドル建の保険・特約を円でお取扱いする場合に用いる当社適用レートは、時々刻々と変化する為替レートに基づき日々設定されます。
- この当社適用レートの変動によって、下記のリスクが生じます。
- これらのリスクは、保険契約者または年金等の受取人に帰属します。

- ① 円でお払込みいただく保険料は、お払込みのたびごとに毎回変動します。
- ② 円でお受取りになる年金・解約返戻金等の額は変動します。

参考	円高とは…	円の相場が外国通貨の相場に対して、それまでよりも高くなることをいいます。	例 1米国ドル=100円 → 90円 1,000円=10米国ドル → 15米国ドル
	円安とは…	円の相場が外国通貨の相場に対して、それまでよりも安くなることをいいます。	例 1米国ドル=100円 → 110円 1,000円=10米国ドル → 7米国ドル

① 円で保険料をお払込みいただく場合（円換算払込特約）

当社適用レートの変動に応じて、**保険料は増減します。**



※ 円換算払込特約を一度解約した場合には、この特約を解約した日からその日を含めて6か月が経過するまでは、この特約を再度付加することはできません。

※ 為替レートは試算であり、将来を約束するものではありません。

※ 米国ドルを日本円に換算する際には当社適用レートにより計算されます。詳細は後述の「為替レートと当社適用レートの関係について」をご覧ください。

② 円で年金・解約返戻金等をお受取りになる場合（円換算支払特約）

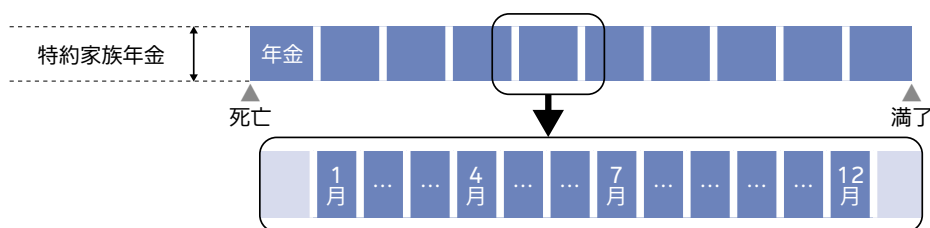
当社適用レートの変動に応じて、**年金・解約返戻金等の額は増減します。**

	例	年金月額	例	解約返戻金額
お受取りになる金額		1,000米国ドル		85,389米国ドル
1米国ドル=150円 ↑ 円安		150,000円		12,808,350円
1米国ドル=100円		100,000円		8,538,900円
1米国ドル=70円		70,000円		5,977,230円
1米国ドル=30円 ↓ 円高		30,000円		2,561,670円

※ 為替レートの変動により、お受取りになる円換算後の年金・解約返戻金等が、ご契約時における円換算後の年金・解約返戻金等を下まわることがあります。さらに、お受取りになる円換算後の

年金・解約返戻金等が、既払込保険料を下まわることがあり、損失が生じるおそれもあります。

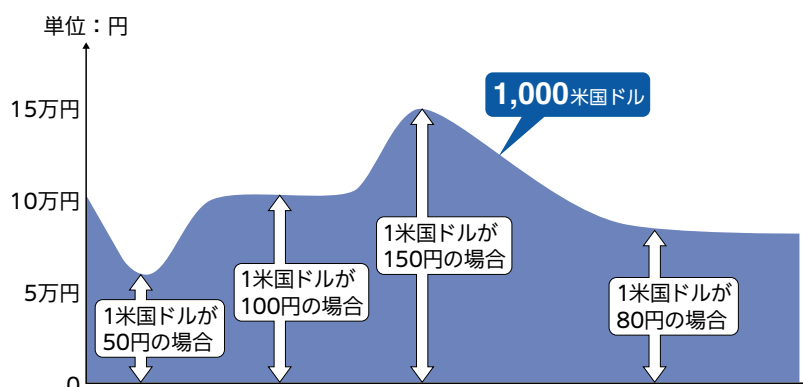
■ 特約家族(高度障害)年金のお受取りについて



例 特約家族(高度障害)年金額：1,000 米国ドルの場合

	1月	...	4月	...	7月	12月
円換算レート(1米国ドルあたり)	50円	...	100円	...	150円	80円
円換算の年金月額	5万円		10万円		15万円		8万円

図 米国ドルを円に換算した場合の為替変動の影響

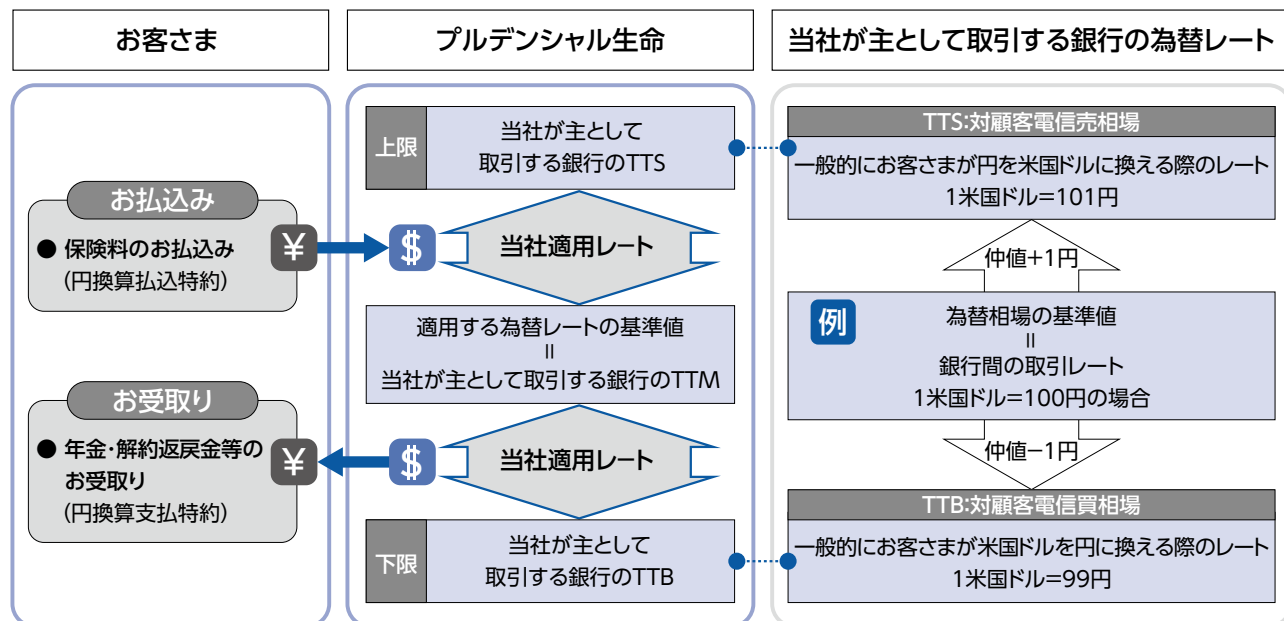


※ 上記の円換算レートは、上限または下限を示すものではありません。したがって、円換算レートが50円を下まわること、150円を上まわることもあります。
 ※ 特約高度障害療養加算年金は加味しておりません。

※ 為替レートは試算であり、将来を約束するものではありません。
 ※ 米国ドルを日本円に換算する際には当社適用レートにより計算されます。詳細は後述の「為替レートと当社適用レートの関係について」をご覧ください。

為替レートと当社適用レートの関係について

米国ドル建の保険・特約を「円」でお取扱いする際、米国ドルを円に換算するために用いるレートは、時々刻々と変化する為替レートに基づき、日々当社が設定するものです。



※ 円に換算する際の当社適用レートには、為替手数料25銭が含まれております(2023年12月現在)。なお、為替手数料は将来変更される可能性があります。

※ 換算基準日が東京外国為替市場の休業日にあたる場合は、その直前の東京外国為替市場の営業日を換算基準日とします。

※ 当社適用レートは、当社が主として取引する三井住友銀行のTTSを上限、TTBを下限とします。TTM(仲値)とTTS・TTBとの幅は各金融機関によって異なりますが、当該銀行では現在のところそれぞれ仲値±1円となっています(2023年12月現在)。

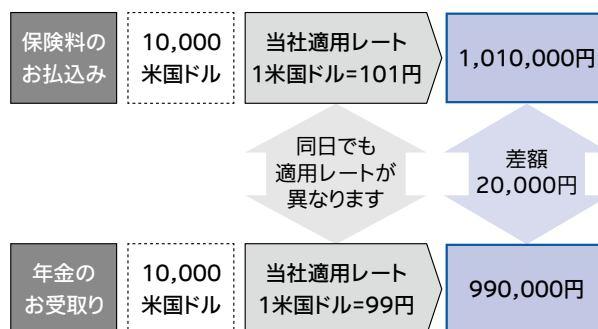
適用レートの相違について

- 米国ドルを「円」に換算する際、保険料のお払込み等で円に換算する場合と、年金・解約返戻金等のお受取りで円に換算する場合では、たとえ「同日」であっても当社適用レートは異なります。
- そのため、米国ドルでは同額であっても、保険料のお払込みのために要する「円」と、年金・解約返戻金等をお受取りになる場合の「円」の実額には、差額が生じます。

例 適用レートの相違による円換算額の差額

- 米国ドルを「円」に換算する場合、「保険料のお払込み等に使用する当社適用レート」と「年金・解約返戻金等のお受取りに使用する当社適用レート」は、同日であっても最大で2円の差(2023年12月現在)が生じる可能性があります。
※ 詳細は、上記「為替レートと当社適用レートの関係について」をご覧ください。

- したがって、例えば当社適用レートの差が2円である場合、10,000米国ドルの保険料を円でお払込みいただき、同日10,000米国ドルの年金を円でお受取りいただくとすると、それぞれの円に換算した金額は右記のとおりとなります。



※ 為替レートは試算であり、将来を約束するものではありません。

外貨建保険に関するご注意

外貨建の保険について、特にご注意いただきたい事項がありますので、必ずご一読ください。



為替リスク

外貨建の保険は金銭の授受を外貨で行いますので、円でお取扱いする場合には、為替リスクがあります。

外貨建の保険は為替レートの変動により、お受取りになる円換算後の保険金額等が、ご契約時における円換算後の保険金額等を下まわることがあります。さらに、お受取りになる円換算後の保険金額等が、払込保険料総額を下まわることがあり、**損失が生じるおそれもあります**。また、ご契約時の円換算試算額と異なる場合があります。外貨建の保険に関する**為替リスクは、保険契約者または受取人に帰属します**。



ご契約にかかる諸費用

保険関係費用

+

外貨のお取扱いによる費用

+

年金で受け取る場合の費用

+

解約控除



ご契約にかかる諸費用

ご契約にかかる諸費用の合計額は

「保険関係費用」「外貨のお取扱いによる費用」「年金で受け取る場合の費用」「解約控除」を合算した額となります。

なお、これらの費用の一部は将来変更される場合があります。

保険関係費用

お申込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が責任準備金等として将来の保険金などのお支払いに備えて積み立てられます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢・性別・保険金額等によって異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。

外貨のお取扱いによる費用

外貨での金銭授受の際、ご利用の金融機関により各種手数料^{*1}が必要な場合があります。この手数料は保険契約者または受取人のご負担となります。円換算に関する特約を付加した場合、金銭の授受は円で行います。円への換算は当社適用レート^{*2}を用い、当社適用レートには為替手数料(0.25円/1米国ドル(2023年12月現在))が含まれています。

*1 金融機関によって手数料種類・手数料は異なります。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

*2 当社所定の為替レートは、三井住友銀行の為替レートにより決定します(2023年12月現在)。

年金で受け取る場合の費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(2023年12月現在)を年金受取日の責任準備金・積立金より控除します。特約を付加することにより、保険金・解約返戻金を年金で受け取る場合、年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(2023年12月現在)を年金受取日の年金原資^{*}より控除します。

* 次の保険種類については「前払対象保険金額」と読み替えます:介護前払特約

解約控除

契約日(更新後契約については更新日)から10年未満^{*}かつ保険料払込期間中に解約・減額等をした場合、取扱日の責任準備金・積立金から経過年数に応じた所定の金額(解約控除)を控除した金額が解約返戻金額となります。なお、解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料払込期間・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。

* 次の保険種類については「5年未満」と読み替えます:米国ドル建平準定期保険、新買増権保証特約

円換算払込特約および円換算支払特約の 「換算基準日」「換算レート」について

特約を付加することで保険料のお払込み、年金等のお支払い等の際、米ドルを円に換算してお取扱いすることができます。

	内 容	換算基準日	換算レート (当社適用レート)	
円換算払込特約*1	保険契約者が当社に払込む金額 (なお、保険料には特約保険料および特別保険料も含まれます)	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回保険料(相当額)のお払込み ● 保険契約を復活する場合の延滞保険料および責任準備金の差額のお払込み ● 契約年齢および性別の誤りの処理により保険契約者が保険料等を払込む場合 	払込む日の前日	当社所定の換算レート*2
		<ul style="list-style-type: none"> ● 第2回目以降の保険料(次回以降の保険料)のお払込み ● 保険契約の失効を取消する場合の延滞保険料のお払込み 	払込む日の属する月の前月末日	
		● 前納保険料	払込む日当日	

円換算支払特約	当社が保険契約者等に支払う金額	米国ドル建家族収入特約(高度障害療養加算型)	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約家族年金・特約高度障害年金・特約高度障害療養加算年金のお支払い ● 解約および減額による解約返戻金のお支払い ● 年金の一時支払い 	当社が年金を支払う日の前日	当社所定の換算レート*3
		保険金等の支払方法の選択に関する特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金支払の死亡一時金または未払金の現価のお支払い ● 据置支払の支払金額のお支払い(据置期間満了前) ● 据置支払の支払金額のお支払い(据置期間満了後) ● 年金のお支払い 	請求に必要な書類が当社に到着した日の前日	
		割増年金支払特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金支払の死亡一時金または未払金の現価のお支払い ● 年金のお支払い 	据置期間の満了の日の前日	
		リビング・ニーズ特約	● 特約の保険金のお支払い	当社が年金を支払う日の前日	
		特別条件付保険特約	● 特約が消滅する場合の解約返戻金の差額のお支払い	請求に必要な書類が当社に到着した日の前日	
				特約が消滅する日の前日	

*1 円換算払込特約を一度解約した場合には、この特約を解約した日からその日を含めて6か月が経過するまでは、この特約を再度付加することはできません。

*2 対顧客電信売相場(TTS)を上まわることはありません。

*3 対顧客電信買相場(TTB)を下まわることはありません。

外貨でのお支払いまたは払戻しができない場合のお取扱いについて

保険契約成立後に、当社は外国通貨建保険の特別取扱いに関する特約*に基づき、外貨にて解約返戻金および責任準備金等のお支払い、ならびに保険料の払戻しができない場合に限り、外貨を円に換算して取扱うことがあります。

* この特約は、外貨建の保険にご加入いただく際に主契約に付加されます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特約家族年金の税務上のお取扱いについて

契約形態	年金としての受給		一時金としての受給
	年金受給権取得時	年金受取時	
契約者(保険料負担者)と被保険者が同一人の場合	相続税	所得税(雑所得)*	相続税
契約者(保険料負担者)と受取人が同一人の場合	—	所得税(雑所得)*	所得税(一時所得)*
契約者(保険料負担者)と被保険者と受取人が別人の場合	贈与税	所得税(雑所得)*	贈与税

*所得税の他に住民税の課税対象となります。

- 個人にお支払いする年金は雑所得として課税対象になる場合があります。
- 個人にお支払いする年金は、源泉徴収の対象となる場合がありますので、実際にお受取りになる年金額は「ご契約例」にて記載の額を下まわることがあります。(所得税法第207条、同208条、同209条、所得税法施行令第326条)
- このご案内に記載の情報は法律上又は税務上の助言ではありません。このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。
- このご案内は、2023年12月現在の税制に基づいています。今後、制度内容が変更される場合があります。個別の税務上のお取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。



ご契約に関する 注意事項

- お客さまの年齢・職業・過去のご契約歴などによっては、記載のご契約内容ではお申込みできない場合や制限させていただく場合があります。詳細はライフプランナーまでお問い合わせください。
- 特約家族年金と特約高度障害年金(特約高度障害療養加算年金を含む)は重複してお支払いしません。
- この特約は、経過期間等によっては解約返戻金が全くないか、あってもごくわずかです。
- 年金あるいは保険金・解約返戻金等を円に換算する特約を付加して円で受け取る場合、為替相場の変動の影響により、受け取る年金額あるいは保険金・解約返戻金等が予定していた額を下まわることがあります。さらに年金額については、年金支払日毎の換算基準日における為替相場の変動の影響を受けるため、お受取り額が一定ではありません。
- この特約は、保険料や年金などが外貨建となっているため、払込む保険料や毎月受取る年金月額などの円換算額が為替相場の影響を受ける商品です。為替レートの変動により、お受取りになる円換算後の年金月額がご契約時における円換算後の年金月額を下まわるおそれがあります。為替相場の影響を受けない商品をご希望の場合は、円建のファミリー・インカムをご検討ください。
- この書類は受取人へのご説明にもご使用いただけます。

ご契約の際には、「**契約概要**」、「**注意喚起情報**」および「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

- 「**契約概要**」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「**注意喚起情報**」は、ご契約に際して、特にご注意ください事項(クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等)を記載したものです。
- 「**ご契約のしおり・約款**」は、ご契約についての大切な事項および保険契約者に必要な保険の知識を記載したものです。
「**ご契約のしおり・約款**」は当社ホームページ(<https://www.prudential.co.jp/insurance/lineup/yakkan/>)上でいつでもご覧いただけます。



保険種類をお選びいただく際には、「**保険種類のご案内**」をご覧ください。

この特約は、「**保険種類のご案内**」に記載されている**米国ドル建家族収入特約(高度障害療養加算型)**です。「**保険種類のご案内**」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

■生命保険募集人について

当社のライフプランナー(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■告知について

被保険者が告知される際には、必ず「**告知書**」記入上のご注意」をご一読いただき、告知書へご記入ください。

■取引時確認について

ご契約のお申込みに際しては、お客さまの本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者等を確認させていただきます。

■個人情報のお取り扱いについて

お客さまよりお預かりしております個人情報については、当社の「**個人情報保護方針**」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社のホームページ(<https://www.prudential.co.jp/>)をご覧ください。

■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに公開しておりますのでご確認ください。

■記載のお取り扱いについて

記載のお取扱いは2023年12月現在における当社でのお取り扱いによるもので、将来変更となることがあります。

プルデンシャル生命がお届けするのは、すべてオーダーメイドの生命保険です。
お客さまお一人おひとりの状況、ニーズに合わせた保障プランをライフプランナーが設計します。
保険商品の詳細は、「ご契約のしおり・約款」等とあわせてライフプランナーよりご案内します。

プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10
インターネットホームページ <https://www.prudential.co.jp/>

保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する照会・ご不満等につきましては、下記またはライフプランナーへお問合わせください。

パートナーフォーユー
カスタマーサービスセンター **0120-810740** (通話料無料)
※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください